

様式第 3 号

案 件 名	豊川市防犯推進計画(案)		
意見等の募集期間	令和6年12月18日(水曜日)から令和7年1月17日(金曜日)まで		
結 果 の 概 要	1 人数 3人		
	2 件数 10件		
	意見等の提出方法		
	提出方法	人数(人)	件数(件)
	直接持参	1	4
	郵便	0	0
ファクシミリ	0	0	
電子メール	2	6	
合計	3	10	
意見募集結果に関する資料	<p>豊川市防犯推進計画(案)の意見募集結果と市の考え方</p> <p>※公表する資料は、下記のお問い合わせ先で閲覧することもできます。</p>		
公 募 時 に 公 表 した 資 料	<p>1 <u>豊川市防犯推進計画の概要版(案)</u></p> <p>2 <u>豊川市防犯推進計画(案)</u></p> <p><u>テキスト版資料へ</u></p> <p>テキスト版資料は、視覚障害のある方などで、音声読み上げソフトを使って閲覧される方のために、図、表、写真等を控えて作成したページです。</p>		
お問い合わせ先	<p>豊川市諏訪1丁目1番地</p> <p>豊川市役所市民部人権生活安全課交通安全防犯係</p> <p>電話 0533-89-2149</p> <p>※お問合せの時間は、土曜・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く日の午前8時30分～午後5時15分です。</p>		

テキスト版資料

- 1 豊川市防犯推進計画の概要版(案)
- 2 豊川市防犯推進計画(案)

豊川市防犯推進計画（案）の意見募集結果と市の考え方

提出された意見等の要旨、意見等に対する市の考え方は次のとおりです。

なお、提出された意見等は公表が原則ですが、本案件と関係のない意見、単に賛否の結論だけを示した意見、第三者を誹謗中傷する意見等については、その要旨及び市の考え方は示しません。

項目：施策に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
1	3章施策の展開について。例えば、放置自転車については「都市整備部市街地整備課」でも気にかけていただけないのではないのでしょうか。青少年にかかわる相談支援なら、保健所、保健センターも。こと安全に関しては、2重3重に目配りをしないと手薄な状態になってしまい、安心感が足りない状況になります。いろんなことに複数の部署からの目配りが当たり前になるといいなと思います。	担当課については、中心となる豊川市の部署名を記載しています。関係する部署等と連携した対応を行うことを、安全なまちづくり推進協議会等において共有してまいります。
2	防犯パトロールなど市民のボランティア活動は、「注意喚起」などがメインとなると思います。効果がわかりにくいものでもあります。市民がよくないこと、心配ごと、危険を感じることなどに直面した時に、通報できる、通報できたら対処してもらえると、それははっきりわかると思います。	防犯ボランティアは市内全小学校区で活動を行っており、犯罪の抑止に効果があると認識しております。有事の際などには、適切な機関に連絡がされるよう啓発を行ってまいります。
3	P21 広報とよかわやチラシポスター等は、積極的に使ってほしい。若者からお年寄りまで幅広く活用されているからです。	いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
4	P31 立ち直りは必要と思うけれど、何をすればいいのかわからない。民間ボランティアの保護司任せになっているのも問題と思う。保護司についてもっと知りたいです。勉強会、育成にもっと力を入れれば、協力したい人、協力できる人が増えると思う。	いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
5	P24 防犯カメラの設置に関しては、プライバシーもあり、監視社会へとつながる恐れがあるため、注意が必要だと考えます。	防犯カメラについては、プライバシーに配慮して設置を行っています。今後もプライバシーに配慮し施策を実施してまいります。
6	49 ページ⑥で規範意識について取り上げています。平時の教育の中での規範意識の涵養や学校生活の中で折に触れて必要な時に推進されることと思います。加害の立場の視点で、罪を	規範意識を身につけることは、犯罪のない安全で安心なまちを目指す上で大変重要と認識しております。いただいたご意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。

	犯しそうになるその瞬間、あるいは罪を犯す前に、思いとどまる、思いとどまらせるための手立てを検討し推進する担当グループがあるとよいです。	
7	49 ページ基本施策 (2) ③「子どもや女性への性暴力被害防止の推進」に加えて、「子どもや女性への性暴力被害防止の推進と性暴力加害の防止の推進」として、加害者を生まない施策の推進を明確にしてほしいです。	性暴力被害防止のための啓発等を行うことで、性暴力加害防止の啓発にもつながるものと認識しております。いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。

項目：計画の基本的な考え方に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
8	<p>・46 ページ「1 基本的な考え方」「1-2 計画の基本姿勢」について。「市民、事業者、行政が協働」の中に、「学校」を含め、「市民、事業者、学校、行政が協働」として、協働の幅を広げられるような方向を期待します。防犯対策や防犯活動には、犯罪被害に遭わないようにするための対策とともに、加害者とならないための対策が含まれています。家庭や地域での教育とともに、学校教育も重要なことは周知のことで、現に学校でも対応しているはずですし49 ページでも担当として学校教育課が記されています。学校も学校行政に含めているという事かと理解はしますが、学校行政と学校はイコールではないと感じますので。</p>	<p>ご意見のとおり、本計画においては、公立学校は行政に含めることとし、市内小中学校の取組については、豊川市の取組として施策の展開の中で位置付けています。</p> <p>計画の基本姿勢について修正は行いませんが、学校も含めて協働し、防犯対策を推進してまいります。</p>
9	<p>46 ページ「1-3 計画の基本目標」について。刑法犯認知件数を令和元年値以下にする、としています。なぜ元年値を基準としているのかわかりません。現状、増加傾向にあるからと、諦めてしまっているのでしょうか。目標を、元年値から「前年値以下」とするよう要望いたします。</p>	<p>刑法犯認知件数は、令和3年値が最小となっておりますが、コロナ禍におけるさまざまな活動が制限されていた中での刑法犯認知件数を基準にすることは合理的でないと判断し、コロナ禍前の最小値である、令和元年の923件を基準に、この件数以下とすることを基本目標に決めました。</p> <p>計画の基本目標について修正は行いませんが、令和4年以降、刑法犯認知件数が増加傾向にあり、積極的な防犯対策を講じる必要があると認識しており、計画的に取組を進めてまいります。</p>